

農業委員会シリーズ⑨ 農地転用の順序と関係法

農地を転用するには、農地法による四条（自己名義の転用）と五条（他人名義を所有権移転で転用）の許可を受けなければなりません。この転用に関連する法に、都市計画法と農振法があります。従って、農業委員会へ転用申請をする場合、前もってこの両法に基づいた転用手続きをすることによって、四条、五条の許可がおりることになります。

都市計画法（建設課）

無秩序な都市開発（スプロール化）を抑制し、計画的な「都市計画」を進めていくことが都市計画法「都市計法」が制定され、市では昭和四十五年十月、北部の上倉、瓶岩地区を除いた南部全域を都市計画区域内に線引きし、「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分されています。

(1)市街化区域

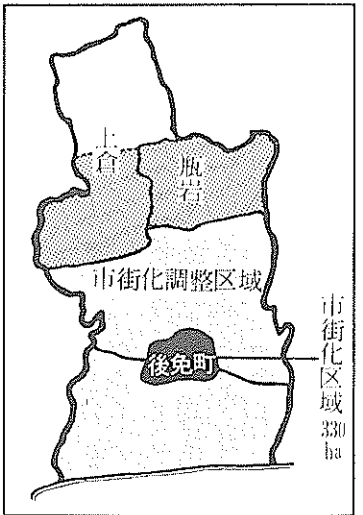
都市計画に必要な道路、下水道、公園など、公共投資を優先的にを行い、市街化の促進をさすべき区域として、旧後免町を中心とする三三〇号を設定しています。この区域内であれば、だれでも転用がで

きます。市街化調整区域は、市街化区域とは全く逆で、一切の開発を原則として禁止し無秩序な市街化の膨張を抑制しようとする区域です。ただし、農家住宅（分家を含む）、農業用施設、サービス業などについては許可条件になります。

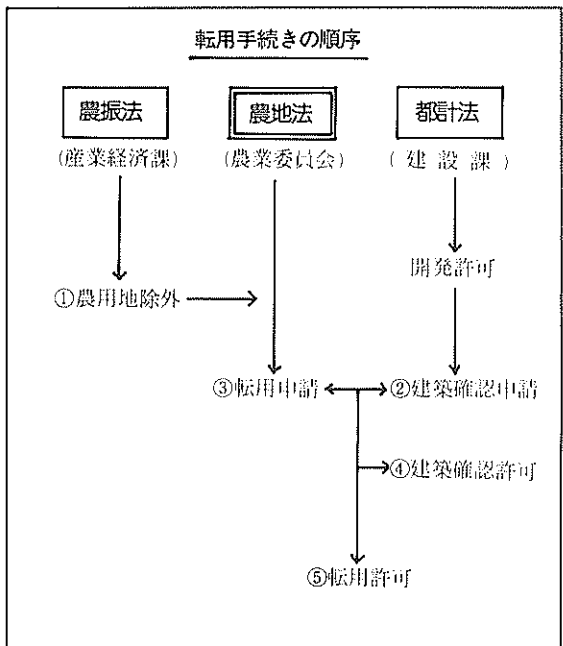
この区域は、都市区域外（上倉、瓶岩地区）と市街化区域を除いた市内全域です。法律「農振法」によって、優良農地を守っていくことが昭和

農振法（産業経済課）

「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」によって、優良農地を守っていくことが昭和



四十八年三月、農業振興地域（上倉の一部と市街化区域を除く全地域の農地）の線引きを行い、この振興地域内に「農用地区域」を重複して設定しています。農用地区域は農業の発展のため、とくに必要な地域として定められており、市街化調整区域と同様に農地転用は大きく制限されます。しかし、農用地区域は、マ税制上の優遇措置がとられる（相続税、贈与税、譲渡税、取得税、登録免許税など）、マ農地取得の借入金金の拡大（二百万円が八百万円に）など、農業経営においてはたいへん有利になります。



なお、振興地域区域内で農用地に含まれていないの主な地区は、市街化区域周辺、国道および主要県道の沿線（五十号、百号）、岡豊地区、十市パークタウン用地、住吉野、伊達野地区、国府の北部、久礼田の西・北部、その他連続集

合している集落区域内などです。くわしい範囲は産業経済課または農業委員会へ）
まとめ
△農地法四、五条の転用許可は農地を宅地にしてよい許可です。
△都市計法の建築確認許可は建築してよい許可です。……地上物
△農振法の農用地区域のままでは四、五条の転用申請はできません。まず、農用地除外の許可を産業経済課で受けてください。（除外の審査は年に一回ですのでももって計画してください）
△建築確認申請と転用申請は、同時に申請しないと転用許可はおりません。
△市街化調整区域＝農業振興地域であること。上倉、瓶岩を除く市街化区域、農業振興区域ともに農業関係、サービス部門以外での転用は難しい。
△市街化区域は転用許可でなく、届出でよい。
以上のことは転用に関連する概略の説明ですので、わかりにくい点もあるかと思えます。転用を予定されたなら、とりあえずそれぞれの担当課へ早めにご相談ください。
【農業委員会】

私たちの家庭から毎日出されるたくさんのゴミ。有効資源の回収をはかり、全体の減量化を進めていこうと、市では五十二年七月から「金属類の分別収集」に取り組んでいます。この収集日が今年十一月からこれまでの「木曜日」が「水曜日」に変わりました。この金属類の分別収集、地区の衛生委員さんの指導や地域ぐるみの協力でかなりの成果を上げてきていますが、まだ一部では「収集日以外の日に出したり、金属以外のものが混じっているため収集されない。収集後に出されたものがいつまでも残っている。」などの苦情も寄せられています。ゴミ処理がスムーズに進められるためには、きめられた日に、きめられた場所へ、正しく分別して出すという市民一人ひとりの協力が重要なことはいまでもありません。このため、公害環境課では「正しいゴミの出し方」と市民の協力を呼びかけています。なお、市では現在、台所のゴミなどの「一般家庭ゴミ」を各家庭毎週一回、ビンやガラス類などの「不燃物」を毎月一回、資源ゴミとして（金属類）を毎月一回水曜日、の収集日を決めてゴミ処理を行っています。

（公害環境課）

金属類・不燃物の収集はこんなに

不燃物

収集するのは

- ◇ビン・ガラス類
酒ビン・牛乳ビン・薬ビン・調味料などの雑ビン・ガラス破片・化粧ビン
- ◇陶器類
茶わん・皿・植木鉢
- ◇その他

出すときは

- …ビンの中はよく水洗いして、袋か箱に入れて出してください。
- …大きくて重いものにはなわかけして出してください。



収集日

- ◇第1
(月) 十市南部
(火) 里改田・片山
(水) 浜改田
(木) 前浜・下島・久枝
(金) 立田
(土) 日村
 - ◇第2
(月) 物部
(火) 稲生
(水) 能間・野田口・城陸・榎田町・朝日町
(木) 稲吉・西窪・新川・鈴江
(金) 山崎・八木・田井・関・竹中・西野々・住吉野・伊達野・南海学園
(土) 篠原・明見
 - ◇第3
(月) 野田
(火) 後免（東町・横町・中町・中ノ丁・東芝住宅）
(水) 後免（西町・栄町）
(木) 陣山・三島・上末松・下末松・西山・上甘枝・西島・古市
(金) 1区～8区・南小笠・北小笠・新田町地
(土) 宇田・東崎（東部・西部・中部）・祈年
 - ◇第4
(月) 国府・岩村
(火) 笠ノ川・八幡・小蓮・定林寺・滝本・蒲原
(水) 中島町・沖・山崎・吉田・定通寺島・江村・小笠
(木) 植田・久礼田
(金) 榎野・笹石
(土) 瓶岩・上倉
- ※なお、十市北部は毎月29日、(29日が日曜日の場合は翌日)

金属類

収集するのは

- ◇一般金物
ジュースカン・缶詰めカン・ミルクカン・やかん・なべ・1斗カン・トタン
- ◇その他の金属類
家電品・冷蔵庫・洗濯機・テレビ
- ◇その他
自転車・バイク

出すときは

- …カンの中身はよく出して、金属類以外のものはとりのぞいて、袋か箱に入れ結束して出してください。
- …テレビの木ワク類はとりのぞいて出してください。



収集日

- ◇第1水曜日
野田・後免・長岡各地区
- ◇第2水曜日
国府・岩村・岡豊・久礼田・瓶岩・上倉各地区
- ◇第3水曜日
十市・三和・前浜・下島・久枝・立田・日村各地区
- ◇第4水曜日
物部・稲生・大篠各地区

ねたきり老人を短期保護

社会係まで申し出を

ねたきりのお年寄りを介護している家族が病気になるなど、特別な理由によって自宅での介護ができなくなったときに、このお年寄りを一時的に特別介護老人ホームに保護して福祉向上を図る「ねたきり老人短期保護事業」が今年10月から実施されています。

対象者は…身体または精神に著しい欠陥があるために常時の介護を必要とするおおよね65歳以上の人で、家族の介護を受けているため特別介護老人ホーム収容の対象とならない人。

- 保護を受けるには…ねたきり老人の介護人が病気になるなど、特別な理由により、その家庭で介護できないときは市役所福祉事務所へ申し出て下さい。
- 保護の期間は…7日以内。ただし、やむを得ない事情があるときは必要最少限度の範囲内で延長することができます。
- 費用は…食費は利用者負担。なお、生活保護世帯の場合は除く。制度についてのおたずね、申込みは福祉事務所社会係へ。

【福祉事務所社会係】

心身障害者の医療費助成

該当者は早目に申請を

今年7月1日から、心身障害者に対する医療費助成の範囲が拡大され、次の人たちの歯科を除くすべての医療費が無料になりましたが、かなりの方がまだ申請していません。該当する方でまだ申請していない方は、保険証・身体障害者手帳もしく

は療育手帳・認印を持参のうえ早めに係まで申請してください。

該当者は、身体障害者1級該当者で18歳から64歳までの方と、重度精神薄弱と判定された18歳から64歳までで知能指数がおおよね35以下の方です。

【市民課給付係】



12月

保育所への入所申請は

1月16日～31日まで受付



来春四月からお子さんを保育所へ入所させたい人は、次の日程により午前九時三十分から午後四時（南部、明見は正午）まで各保育所で面接して申請を受け付けます。なお、大森保育所は大森公民館で、後免保育所は後免町公民館で受け付けます。

入所できるお子さんは、原則として、お母さんが昼間家事以外の仕事をしている家庭やお母さんのない家庭などで、家でのお母さんにかわってお子さんをみる人がいない家庭に限られています。

また、保育料の決定にあたっては、五十四年一月一日現在、住民票が同一の場合同一世帯とみな

受付日程

- 1月16日（火）岡豊保育所
- 17日（水）後免町公民館
- 18日（木）西部保育所
- 19日（金）大森公民館
- 20日（土）南部・明見保育所（正午まで）
- 22日（月）里・吾南保育所
- 23日（火）前浜・岩村保育所
- 24日（水）久礼田・福生保育所
- 25日（木）国府・浜改田保育所

市有財産を売却します

- 市有財産を次の要領により売却します。
- (1)売却物件：前浜駐在所跡地（南園市前浜字中屋敷五二五一一（宅地）二三三・〇三平方メートル）
 - (2)売却方法：一般競争入札による（八二平方メートル）
 - (3)入札保証金：入札価格の一〇％以上。
 - (4)入札参加者の資格：禁治産者および準禁治産者、破産者で復権を得ない者を除く。
 - (5)現地説明会：五十四年十二月八日（金）午前十時から市役所第三会議室で。
 - (6)入札会：五十四年十二月十一日（月）午前十時から市役所第二会議室で。
- なお、くわしいことについては管理課電話③2111（内線434）へおたずねください。

【管理課電話係】

あわただしい年末です

「犯罪防止」に十分注意を

- 「明るい平穏な年末を過ごし、新しい年を迎えるために、次の点に十分注意してください。」
- ★家庭では…
 - 錠前は二段、三段構えの丈夫なものを取り付け、ちよつとの外出でも必ず「カギ」をかけ、お隣りへ留守を頼んでおきましょう。
 - 必要以上の現金は家に置かないようにし、また現金、貴重品の保管に工夫をしましょう。
- 近所、隣りでも気を付け合っ
- ★金融機関では…
 - 保安責任者を指定して警戒を強めましょう。
 - 事務所内の現金の取扱いに注意しましょう。
 - 現金の搬送は三人以上で慎重にしましょう。
 - お客さんにも被害防止のアドバイスをしましょう。
- ★会社や事務所では…
 - 机のなかやキャビネットに現金や貴重品を置かないようにしましょう。
 - 責任者を定めて終業時の戸締りや施錠の点検などを確実にしましょう。
 - 宿直員の増強や自動警報装置の備え付けなど、防犯体制を固めましょう。
 - ★商店などでは…
 - 万引き防止のため店内に見回り人をおき、商品の陳列方法について再検討をしてみましょう。
 - 出入口やショーウィンドに防犯ベルを付け、マジックミラーの活用を図りましょう。
- 閉店後の戸締りや施錠の点検を忘れないようにしましょう。
- ★街頭では…
 - 必要以上の大金を持ち歩かないようにしましょう。
 - 混雑する場所では「スリ」に注意し、現金はできるだけ肌につけましょう。
 - 夜の女性の一人歩きはできるだけ避け、回り道でも明るい道を選びましょう。
 - ハンドバックは胸に抱えるようにして持ちましょう。
 - 「自転車道」にも気を付けましょう。

【南園警察署】

年末の荷物

発送は早めに

年の暮れには郵便や鉄道を利用して荷物の発送が多くなります。これらの大量の荷物をスムーズに処理するため、荷物は十二月十五日までに送るようにしましょう。

荷造りは途中荷割ずれのないよう丈夫に、そして荷札や届先の住所も正しく書いてください。

年賀状の受け付けは十二月十五日からです。年賀状は早めに準備して十二月二十日までに提出してください。郵便番号も忘れずに、みなさんのご協力をお願いします。



南園郵便局 国鉄後免駅

人権擁護委員さん

気軽に相談ください

あなたの日常生活の中で、これは人権問題ではないかと思われることや法律上どのようなことかわからなくて困ったりすることがありませんか。市では次の五人のみなさんが「人権擁護委員」として相談に応じています。

- ◇山崎喜一（下末松） ☎④3772
- ◇田内裕治（園分） ☎②1438
- ◇橋田憲一（片山） ☎⑤8373
- ◇浜田弥芳（前浜） ☎⑤2382
- ◇岡本花実（瓶岩） ☎②7277

相談は無料で、難しい手続きもありません。また、相談内容についての秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。

また、十二月四日から十日までの一週間は「第三十回人権週間」です。今年は「人権の共存・対話によって明るく住みよい社会をつくらう」「部落差別をなくそう」「婦人の地位を高めよう」を強調事項に、人権意識の高揚が呼びかけられます。